

機関番号：14301
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530070
 研究課題名（和文） 権利観の転換と人格権法の再構成に関する比較法的・理論的研究
 研究課題名（英文） Comparative and theoretical study on conversion of the concept of right and reconstruction of law on right of personality
 研究代表者
 山本 敬三（YAMAMOTO KEIZO）
 京都大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：80191401

研究成果の概要（和文）：本研究では、「権利」を支配権としてとらえる伝統的な考え方（支配権的権利観）に対して、新たに「権利」を決定権としてとらえる考え方（決定権的権利観）を構想することにより、人格権をめぐる現代的な諸現象を受けとめることを可能にする理論的な基礎を構築し、それにもとづいて人格権を保護するための法的な構成と判断基準を提示した。

研究成果の概要（英文）：This study newly provides an idea of treating “right” as “right of determination” (concept of right as right of determination) in contrast to the traditional theory in which “right” is treated as “right of domination” (concept of right as right of domination). Based on this new idea, this study forms a theoretical basis for dealing with modern actual phenomena related to rights of personality. It further offers a legal construct and criteria of judgment for protecting rights of personality.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：人格権、権利、民法、憲法、私人間適用

1. 研究開始当初の背景

(1) 人格権に関しては、とくに1970年代ごろから、公害・生活妨害や名誉・プライバシー侵害のケースを中心に、人格権侵害を理由として差止請求や損害賠償請求を認める下級審裁判例が数多く登場した。最高裁レベルでも、1986年になって、名誉侵害のケースで人

格権侵害を理由とする差止請求に相当するものが認められるにいたった。もっとも、その後の裁判例をみると、同じく人格権侵害を理由として差止請求のほか、損害賠償請求を認めるものがある一方で、「人格的利益」の侵害を理由として損害賠償請求を認めるものもみられる。この意味で、現在の判例法は、

「権利」構成による救済と「利益」構成による救済が混在している状況にあり、両者の関係をどのように理解するかが理論的な検討課題となっていた。

(2) 人格権に関しては、戦後になってから、主としてドイツ法を参照することにより、その権利性（絶対権性）の承認を基礎づけようとする研究がおこなわれたほか、古典的権利論（権利を支配権としてとらえる考え方）を再評価し、人格権は古典的な意味での「権利」ではなく、「権利」の基礎をなす人格の保護としてとらえるべきであるとする研究がおこなわれた。その後、上記の判例法の展開を受けて、民法学では主として公害・生活妨害に関する実践的な関心にもとづく研究が主流を占めた。これに対して、とくに 90 年の半ばごろから、「権利」（支配権）とまではいえないものの保護を理論的にどう基礎づけるかが問題とされはじめ、「秩序」による保護を認める方向のほか、不法行為法を通じた「利益」の保護を認める方向が主張されていた。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような動向を支えてきたのが支配権的権利観であると考え、その特質と限界を明らかにした上で、新たな権利観として決定権的権利観を構想し、それにもとづいて人格権法をあくまでも「権利」論の視点から再構成することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究では、以上の目的を達成するために、次の 3 つの観点から調査・検討を進めた。

(1) 第一は、ドイツにおける権利観の展開に

関する調査・検討である。具体的には、ドイツの古典的権利論およびその後の発展に関する議論状況の調査・検討をおこない、特に支配権的権利観の意義と特質並びに限界を見極めるため、古典的権利論の形成過程に力点をおいて調査・検討を進めた。

(2) 第二は、基本権保護義務論にもとづく憲法と私法の関係に関する理論の構築と人格権に関するその具体化についての調査・検討である。人格権総論を展開する基礎とするために、基本権保護義務論にもとづく憲法と私法の関係に関して研究代表者がこれまで進めてきた研究成果をまとめるとともに、人格権についてその具体化を図るドイツの文献を調査・検討した。

(3) 第三は、人格権法各論に関する具体的諸問題に関する憲法および民法における動向の調査・検討である。具体的には、社会的人格権については、名誉・プライバシー、氏名権、肖像権等に関する動向の調査・検討、身体的人格権・精神的人格権については、私生活の平穏、宗教上の人格権等に関する調査・検討、環境的人格権については、生活妨害・公害に関する主として民法学における従来の議論動向と判例法の動向、並びに、環境権に関する憲法学および民法学における議論動向を調査・検討した。

4. 研究成果

本研究は、次の 3 つの点を明らかにした。

(1) まず、従来前提とされてきた権利観を「支配権的権利観」としてとらえ、その淵源と思想およびそこからの諸帰結をドイツ普通法時代の議論およびその後の日独私法学にお

ける展開をトレースしながら分析・整理した上で、憲法学および基礎法学上の議論を参考としながら、新たな権利観として「決定権的権利観」を構想し、その正当化と内実を明らかにした。

(2)以上の新たな権利観にしたがって人格権をあらためて決定権としてとらえなおす可能性を検討し、とくに憲法学における人権の基礎理論を踏まえつつ、これを憲法上の基本権（憲法 13 条にいう個人の尊重と幸福追求権の具体的なあらわれ）として位置づけることを試みた上で、基本権保護義務論の成果並びに不法行為法および差止法に関する内外の成果を踏まえて、人格権を保護するための判断構造を明らかにした。

(3)人格権を決定権として再構成することにより、人格権を、①身体的決定権（生命・身体・健康等）、②精神的決定権（私生活の平穩等）、③社会的決定権（名誉・プライバシーないし情報コントロール権・氏名権・肖像権等）、④環境的決定権（日照・通風・騒音・眺望・景観等）へと類型化した上で、ドイツ法および日本の判例法で問題とされてきた諸問題をこれらの類型に整理しなおし、具体的な解決の方向を明らかにした。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 9 件）

①山本敬三、「基本法による権利の保障と不法行為法の再構成」、季刊企業と法創造、査読なし、7 卷 3 号、2011 年、70～89 頁

②山本敬三（劉濤訳）、「基本権的保護与私法的作用」、交大法学（中華人民共和國上海交通大学紀要）、査読なし、1 卷、2011 年、

197～210 頁

③山本敬三、「民法の現代化と労働契約法」、日本労働法学会誌、査読なし、115 号、2010 年、56～73 頁

④山本敬三、「基本権の保護と契約規制の法理——現況と課題」、早稲田大学比較法研究所『比較法と法律学——新世紀を展望して』、早稲田大学比較法研究所、査読なし、2010 年、96～138 頁

⑤山本敬三、「憲法・民法関係論の展開とその意義——民法学の視角から」、新世代法政策学研究、査読なし、5 号、2010 年、1～29 頁

⑥山本敬三、「契約規制の法理と民法の現代化(1)(2)」、民商法雑誌、査読あり、141 卷 1 号、2009 年、1～44 頁、2 号、2009 年、1～46 頁

⑦山本敬三、「人格権——北方ジャーナル事件」中田裕康=潮見佳男=道垣内弘人編、『民法判例百選 I〔第 6 版〕』、有斐閣、査読なし、2009 年、10～11 頁

⑧山本敬三、「憲法・民法関係論の展開とその意義——民法学の視角から(1)(2)」、法学セミナー646 号、査読なし、2008 年、17～22 頁、647 号、2008 年、44～48 頁

⑨山本敬三、「基本権の保護と不法行為法の役割」、民法研究、査読なし、5 号、2008 年、77～140 頁

〔学会発表〕（計 1 件）

①山本敬三、日本労働法学会（2009 年 10 月 18 日）「民法の現代化と労働契約法」専修大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本敬三 (YAMAMOTO KEIZO)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80191401

(2) 研究分担者

該当者なし

(3) 連携研究者
該当者なし